

令和９年度関税率・関税制度改正要望事項調査票（適用期限のある関税制度の延長）

要望元：理財局総務課たばこ塩事業室

品名（関税率関係）又は 制度名（関税制度関係）			紙巻たばこ（2402.20-000）																																																					
改正要望の内容			関税暫定措置法による暫定税率の適用期間の延長																																																					
税番	統計 細分	品目	現行税率			改正後税率			WTO 譲許税率	現行制度の 増減税規模	改正増 減収額																																													
			基本	暫定	特惠	基本	暫定	特惠																																																
2402.20	000	紙巻たばこ	8.5 % + 290.7 円 / 千 本	無税		8.5 % + 290.7 円 / 千 本	無税		8.5 % + 290.7 円 / 千本	△21,399 百万円	- 百万円																																													
改正要望内容の 施行期日及び適用期間			☐ 施行期日：令和９年４月１日 ☐ 適用期間：令和９年４月１日～令和１０年３月３１日																																																					
改正を要望する品目又は 制度をめぐる状況			① 現状 (1) 改正品目・関税制度と関連する産業等の現状及び過去からの状況変化等 紙巻たばこは、たばこ事業法において日本たばこ産業株式会社による国内での製造独占が規定されている。紙巻たばこの原料として生産された国産葉たばこは、同法において、同社による実質的な全量買取が義務づけられている。 このほか、財務大臣による登録を受けた商社や輸入販売業者等により輸入されている。 （※令和７年度の国内生産量（推定）は約 492 億本（総販売量 782 億本から総輸入量 290 億本を除いたもの）） (2) 輸入状況等 （単位：百万本、百万円） <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th>令和５年度</th> <th>対世界</th> <th>大韓民国</th> <th>インドネシア</th> <th>セルビア</th> </tr> <tr> <td>数量</td> <td>32,187</td> <td>14,227</td> <td>6,674</td> <td>7,156</td> </tr> <tr> <td>価額</td> <td>167,962</td> <td>53,378</td> <td>49,250</td> <td>44,032</td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th>令和６年度</th> <th>対世界</th> <th>インドネシア</th> <th>大韓民国</th> <th>セルビア</th> </tr> <tr> <td>数量</td> <td>31,897</td> <td>10,795</td> <td>11,684</td> <td>6,184</td> </tr> <tr> <td>価額</td> <td>167,396</td> <td>71,050</td> <td>41,353</td> <td>38,231</td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th>令和７年度</th> <th>対世界</th> <th>インドネシア</th> <th>セルビア</th> <th>米国</th> </tr> <tr> <td>数量</td> <td>28,975</td> <td>10,878</td> <td>5,818</td> <td>6,495</td> </tr> <tr> <td>価額</td> <td>159,519</td> <td>73,128</td> <td>37,183</td> <td>23,724</td> </tr> </table> （注）出典：財務省「貿易統計」（輸入価額上位３カ国を抜粋）									令和５年度	対世界	大韓民国	インドネシア	セルビア	数量	32,187	14,227	6,674	7,156	価額	167,962	53,378	49,250	44,032	令和６年度	対世界	インドネシア	大韓民国	セルビア	数量	31,897	10,795	11,684	6,184	価額	167,396	71,050	41,353	38,231	令和７年度	対世界	インドネシア	セルビア	米国	数量	28,975	10,878	5,818	6,495	価額	159,519	73,128	37,183	23,724
令和５年度	対世界	大韓民国	インドネシア	セルビア																																																				
数量	32,187	14,227	6,674	7,156																																																				
価額	167,962	53,378	49,250	44,032																																																				
令和６年度	対世界	インドネシア	大韓民国	セルビア																																																				
数量	31,897	10,795	11,684	6,184																																																				
価額	167,396	71,050	41,353	38,231																																																				
令和７年度	対世界	インドネシア	セルビア	米国																																																				
数量	28,975	10,878	5,818	6,495																																																				
価額	159,519	73,128	37,183	23,724																																																				

	(3) 国際市況等 全世界からの輸入価額に日本のたばこ税を加えた 20 本当たりの平均価格 令和 5 年度：409.2 円 令和 6 年度：409.8 円 令和 7 年度：415.0 円 (注 1) 出典：財務省貿易統計をもとに財務省で算出 (注 2) 輸入から販売までに発生するマージン及び消費税は除く (4) 国際交渉の状況・諸外国における制度実態 昭和 61 年の日米たばこ協議に基づき、紙巻たばこの暫定税率を無税とする一方で、日本たばこ産業株式会社による紙巻たばこの製造独占及び同社による実質的な国産葉たばこの全量買取りを維持している。 また、CPTPP や日 EU 等の経済連携協定（EPA）において無税で譲許している。 ② 問題点 紙巻たばこの原料となる葉たばこは、生産コスト削減や品質収量向上のための取組を行っているが、国産葉たばこは、価格面において国際競争力が乏しく、日本たばこ産業株式会社は、製造コストにおいて外国メーカーに対して不利な状況。我が国たばこ産業の保護のため、日本たばこ産業株式会社による紙巻たばこの製造独占及び同社による全量買取りが必要。
改正の必要性和目的達成の見通し	① 改正の目的（政策の達成目標） 日米たばこ協議の合意事項の担保を以て、日本たばこ産業株式会社による紙巻たばこの製造独占及び実質的な国産葉たばこの全量買取りを維持することを通じた、我が国たばこ産業の保護。 ② 改正の方向性 紙巻たばこの関税率は、昭和 61 年の日米たばこ協議を受けて、日本の製造独占を維持する一方で、関税を無税とする暫定措置を講じることとしたものであり、当該措置を延長することにより、たばこ事業法に基づく、日本たばこ産業株式会社による紙巻たばこの製造独占及び同社による実質的な国産葉たばこの全量買取りを維持するもの。 また、基本税率を維持することにより、国際交渉の議論等の状況を踏まえ、我が国たばこ産業に与える影響に応じて適切に対処できる枠組みを確保するもの。 ③ 改正目的達成予定時期 葉たばこ農家を含む我が国たばこ産業の国際競争力が十分に確立するまでの間。

改正の効果と妥当性	① 改正による効果・影響 (1) 改正による国内産業保護に与える効果・影響 当該措置を延長することにより、日米たばこ協議の合意事項を担保する当該措置が維持され、日本たばこ産業株式会社による紙巻たばこの製造独占及び同社による実質的な国産葉たばこの全量買取りを維持することを通じて、国産葉たばこ農家を含む我が国たばこ産業の保護が可能。 また、基本税率を維持することにより、国際交渉の議論等の状況を踏まえ、我が国たばこ産業に与える影響に応じて適切に対処する枠組みを確保可能。 (2) 消費者等の利益に与える効果・影響 仮に当該措置を延長しない場合、輸入される紙巻たばこに関税が課されることによって、その国内流通価格が上昇する可能性がある。 (3) その他の効果・影響 当該措置を恒久化（基本税率を無税化）した場合には、今後の関税国際交渉等の状況を踏まえ、我が国たばこ産業に与える影響に応じて適切に対処する余地が損なわれる。 ※国産葉たばこ農家の全国団体である「全国たばこ耕作組合中央会」においても、「たばこ耕作諸制度の根幹をなすたばこ事業法の堅持」を事業計画の基本方針として位置付けているところ。 ② 改正の妥当性 国産葉たばこ農家を含む我が国のたばこ産業を保護し、日米たばこ協議の合意事項を担保しつつ、国際交渉等の状況に応じて適切に対処する枠組みを確保する観点から、改正を行うことが妥当である。
政策評価・関連措置	① 本要望に関連する政策評価 財務省の政策評価において、たばこ事業の適切な運営と管理・監督（たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約等に係る国内措置に関する取組）に記載。 ② 当該政策評価の結果と改正の関係 政策評価結果として「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約等に係る国内措置の円滑な実施に適切に対応」と記載があり、この一環として改正を行っているところ。 ③ 政府方針と改正の関係 日米たばこ協議の合意事項を担保できることとなる。 ④ 関連措置 たばこ事業法の規定に基づき、紙巻たばこの原料となる葉たばこについて、日本たばこ産業株式会社に、実質的に全量買取りを義務付けている。

○ 改正経緯

これまでの改正状況	昭和 62 年 4 月 1 日より暫定税率を導入、以降は毎年延長。
措置による効果	「改正の効果と妥当性」と同じ。